

社会福祉法人ゆきわり会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆきわり会（以下「この法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員報酬等）の規定に基づき、評議員及び役員報酬等並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対し、職務執行の対価として一人あたりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で報酬を別表により支給する。

- 2、評議員に対し、職務執行の対価として報酬を別表により支給する。
- 3、理事長に対し、別に定める理事長退職慰労金規程に基づき、20,000,000円を超えない範囲で退職慰労金を支給する。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延無く支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2、役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、役員及び

評議員の報酬並びに費用弁償基準（別表）に準じて出張費として支給することができる。

（公表）

第5条 この法人は、この規程及び理事長退職慰労金規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年7月1日一部改正

令和元年7月1日一部改正